

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

室戸市長 植田 壯一郎

市町村名 (市町村コード)	室戸市 (39202)
地域名 (地域内農業集落名)	羽根地区 (旭・船場・中尾・杵山・大岸・中川内・黒見・里・新田・町分・尾僧・登・上段・西の浜・田の中・明神川・中山・坂本・中峯)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月 17日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、65歳以上の高齢化率が48%であるが今後更なる高齢化が進むことで、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を中心とした新たな農地の受け手の確保が必要である。また、耕作者の減少に伴い田役への参加人数も減少しており水路等の施設の機能が維持できるかも課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:156人(うち50歳代以下7人)

主な作物: 水稻、促成ナス、促成スイカ、ユズ

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き収益性の高い促成ナスなどの施設園芸作物の生産については、園芸用ハウスの高度化、環境制御技術の導入などにより更なる収益向上の取り組みを行うとともに、ショウガ・オクラ・シシトウなどの土地利用型作物の導入を図り、ブロックローテーションに取り組む。また、黒見集落などの中山間集落ではユズを中心とした果樹の新植を進めるため、農地の集約を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	177 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用して、施設園芸を希望する新規就農者への農地の提供を進めると同時に、規模拡大を希望する認定農業者又は農業者への農地の集積を進めていく。 ・現に栽培を休止・中止しているもしくは休止・中止が見込まれる使用可能な状態のハウス(中古ハウス)があり、直ちに次の栽培者が見つからない場合には、室戸市産業振興課農林振興班が相談窓口となり、地域の担い手等と活用を協議し、ハウスの有効活用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを前提に、担い手の経営意向を斟酌しつつ、所有権が明確な農地から段階的に集約化を進める。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
<p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地の大区画化を含んだ区画整理・汎用化等の基盤整備を検討していくとともに老朽化した水路や農道の更新及び改良に取り組む。</p>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から多様な経営体を募集し、意向も確認しながら担い手として育成していくため、室戸市やJA、高知県農業振興センター等で構成されるサポートチームが、相談から栽培技術の指導、農業用機械の賃借の支援や生産する農地のあっせんを行うなど切れ目のない取り組みを展開する。 ・主要品目である促成ナスの産地提案書の情報を充実させるとともに、新たにユズの地域おこし協力隊の募集要項を定め、新規就農者の呼び込みと育成を図る。 ・中古ハウスを新規就農者に優先的に流動化できる仕組みをつくり、地域の受け入れ体制を充実させる。 <p>【認定農業者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での担い手を育成するため、認定新規就農者や基本構想水準到達者の経営改善を支援し、認定農業者への育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>※今後の検討課題とする。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②中山間集落においては高収益作物への転換を図るためユズなどの果樹の新植を進めていく。
- ③新規就農者への農地の提供が円滑に出来るように農地の保全に取り組むとともに、多面的機能支払交付金を中心とした支援事業への取り組みを検討していく。